

- 第1条（名称） 焼津ヨット連盟（略称YYU）とする。
- 第2条（事務所） 焼津ヨット連盟（以下「本連盟」と言う）の主たる事務所を部長宅に置く。
- 第3条（組織） 本連盟は、焼津市およびその周辺に在住し、ヨットを愛好する者によって組織する。
- 第4条（目的） 本連盟はヨットを通じ海を愛する人々がシーマンとしての心構えを持ち、礼節を守り海事思想の普及をはかり、相互の信頼と協力によって心身を鍛練することを目的とする。
- 第5条（活動） 本連盟の活動は、下記のものとする。
- （1）ヨットを通じて海と人間の調和の探求
 - （2）レース
 - （3）他団体との交流
 - （4）後継者の育成
 - （5）その他
- 第6条（会員） ヨット愛好者であって、本連盟の活動に賛同するものをもって会員とする。
- 第7条（役員） 本連盟の役員は、下記の通りとする。
- （1）会長 1名
 - （2）部長 1名
 - （3）副部長 1名
 - （4）会計 1名
 - （5）事務局 1名
 - （6）事務局補佐 若干名
- 第8条（任期） 役員任期は、2年とし、任期満了の総会までとする。
- 第9条（会議） 本連盟の会議は総会及び役員会とする。
- 第10条（総会）
1. 総会は、本連盟の最高決議機関である。
 2. 総会には、通常総会と臨時総会がある。
 - （1）通常総会は毎年1回開催する
 - （2）臨時総会は、会員の要請により役員会がこれを受理したとき開催する。
 3. 総会は会員の2/3以上の出席により成立する。
 4. 総会の議決は出席者の過半数とし、可否同数の時は議長がこれを決定する。
 5. 総会の議決を得なければならない事項。
 - （1）規約変更
 - （2）収支決算
 - （3）役員選任
 - （4）事業報告
 - （5）重要な財産処分
 - （6）解散
 - （7）その他
- 第11条（役員会）
1. 役員会は役員2/3以上の出席によって成立する。
 2. 役員会の議決は、出席者の過半数とし、可否同数の時は議長がこれを決する。
 3. 役員会は、本連盟活動の企画及び運営その他の審議を行う。
- 第12条（会費）
1. 会費は、下記の会費を納入するものとする。
 2. 会費は前納とする。
 - （1）一般男性会員
入会金 5000円
年会費 6000円
 - （2）一般女性会員・学生会員
入会金 2500円
年会費 6000円
- 第13条（入会） 入会の際は、入会届を役員会に提出し、役員会の承認により入会することとする。
- 第14条（脱会） 脱会は自由とする。
また、個人艇の撤去も同時に行うこととする。
- 第15条（除名）
1. 会員が下記の条項のいずれか1つに抵触した際は、役員会の判断で除名することがある。
 2. 除名の際は、会費未納分の納入、個人所有艇の撤去を速やかに行う
 - （1）会費を1年以上滞納した時
 - （2）本連盟に重大な損害を与えたとき
 - （3）本連盟の会員としてふさわしくないと総会にて判断された時
- 付記
1. 4月1日～翌年3月31日までを年度として活動する。
 2. 休部は、理由を問わず認め、期間は最大2年とし、3年目には、退会とする。